



平成 28 年 4 月 18 日
内閣府子ども・子育て本部

「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について

教育・保育施設等で発生した死亡事故や治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等で、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日の期間内に報告のあった事故について、取りまとめましたので公表します。

(注)認可保育所、認可外保育施設、放課後児童クラブについては、平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日の間に報告があったもの。

また、教育・保育施設等に係る国、地方自治体及び事業者についての事故防止対策については、以下のような取組を行っているところである。

1. 事故報告集計について

報告件数は 627 件あった。

負傷等の報告は 613 件あり、そのうち 498 件(81%)が骨折によるものであった。

死亡の報告は 14 件あり、うち半数の 7 件は 0 歳児であった。

事故の発生場所は施設内が 566 件(90%)であり、そのうち 315 件(56%)は施設内の室外で起きていた。

2. 事故防止対策について

国においては、子ども・子育て新制度の施行に先立ち、有識者、関係者等からなる「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」を平成 26 年 9 月に開催し、事故の発生やその再発を防止するための措置について検討を行った。

平成 26 年 11 月の検討会中間取りまとめを受けて、事故報告制度の全般的な見直しを行った。(新制度に基づく認可の施設・事業については、法令上、事故報告が義務付けされた。)

【改正内容】

重大報告の対象となる施設・事業について拡大

重大事故の範囲の明確化

報告様式、報告方法の改正と明示

また、平成 27 年 12 月の検討会最終報告を受けて、特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等について、各施設・事業者、地方自治体における事故発生の防止等や事故発生時の対応の参考となるよう「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を、本年 3 月に地方自

治体宛てに通知し、施設・事業者に周知した。

さらに、地方自治体に対して、重大事故の再発防止のために、死亡事故等の重大事故については、事後的な検証を実施するよう通知し、周知した。検証の実施主体は、認可外保育施設については、都道府県(指定都市・中核市を含む)、認可保育所等については市町村とし、都道府県は市町村が検証組織を設ける際に、委員候補として適当な有識者を紹介するなどの支援を行うこととしている。

3. 国における有識者会議の設置

国においては、各地方自治体より、検証結果の報告を受け、再発防止策を検討することとしている。検討に当たっては、「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議(仮称)」を設置する。第1回目の開催は本年4月中を予定。(有識者会議の委員の人選及び開催時期は今週中に発表予定)

この他、教育・保育施設等で発生した事故情報について、「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において、平成27年6月より、内閣府ホームページで公表をしている。

【参考資料】

- ・教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめ
- ・重大事故の再発防止のための検証と事故防止等のためのガイドライン

【問合せ】

内閣府子ども・子育て本部
企画官 川鍋 慎一
参事官補佐 富安 健司
TEL 03-6257 1466

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
課長補佐 今村 剛志
係長 鈴木 賢
TEL 03-6734 3136

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課
課長補佐 川島 均
係長 相川 武志
TEL 03-5253 1111(7947)

1. 事故報告概要

教育・保育施設等（*）において発生した死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含む。）で、平成27年4月1日から平成27年12月31日の期間内に事故報告（第1報）のあったものを集計した。

（注）認可保育所、認可外保育施設（地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）、放課後児童クラブについては、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの間に報告があったもの。

- * 教育・保育施設等とは、以下の施設・事業をいう。
- ・ 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
 - ・ 幼稚園
 - ・ 認可保育所
 - ・ 小規模保育事業
 - ・ 家庭的保育事業
 - ・ 居宅訪問型保育事業
 - ・ 事業所内保育事業（認可）
 - ・ 一時預かり事業
 - ・ 病児保育事業
 - ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
 - ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
 - ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
 - ・ 認可外保育施設（地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）
 - ・ 認可外の居宅訪問型保育事業

	認定こども園・幼稚園・保育所等	放課後児童クラブ	合計	割合
負傷等	385	228	613	97.8%
（うち意識不明）	（6）	（1）	（7）	（負傷等の1.1%）
（うち骨折）	（302）	（196）	（498）	（負傷等の81.2%）
（うち火傷）	（2）	（0）	（2）	（負傷等の0.3%）
（うちその他）	（75）	（31）	（106）	（負傷等の17.3%）
死亡	14	0	14	2.2%
事故報告件数	399	228	627	100%

認定こども園・幼稚園・認可保育所等とは、放課後児童クラブ以外の施設・事業

死亡及び負傷等の事故概要

	負傷等				死亡	計	施設数 事業者数(時点)	
	意識不明	骨折	火傷	その他				
幼保連携型認定こども園	12	0	8	0	4	1	13	1,930 か所 (H27.4.1)
幼稚園型認定こども園	3	0	2	0	1	0	3	525 か所 (H27.4.1)
保育所型認定こども園	2	0	2	0	0	0	2	328 か所 (H27.4.1)
地方裁量型認定こども園	1	0	1	0	0	0	1	53 か所 (H27.4.1)
幼稚園	13	0	12	0	1	0	13	4,881 か所 (H27.4.1)
認可保育所	342	6	266	1	69	2	344	23,533 か所 (H27.4.1)
小規模保育事業	1	0	1	0	0	1	2	1,655 か所 (H27.4.1)
家庭的保育事業	0	0	0	0	0	0	0	931 か所 (H27.4.1)
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	4 か所 (H27.4.1)
事業所内保育事業(認可)	0	0	0	0	0	0	0	150 か所 (H27.4.1)
一時預かり事業	0	0	0	0	0	0	0	8,773 か所 (H26 交付決定)
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0	1,839 か所 (H26 交付決定)
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0	0	0	0	0	0	0	769 か所(市区町村) (H26 実績)
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	0	ショートステイ 720 か所 トワイライトステイ 374 か所 (H26 交付決定)
放課後児童クラブ	228	1	196	0	31	0	228	22,608 か所 (H27.5.1)
地方単独保育施設	8	0	8	0	0	1	9	3,288 か所 (H27.4.1)
その他の 認可外保育施設	3	0	2	1	0	9	12	12,631 か所 (H27.3.31)
認可外の居宅訪問型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	-
計	613	7	498	2	106	14	627	

地方単独保育施設とは、都道府県又は市区町村が、認可外保育施設の設備や職員配置等に関する基準を設定し、当該基準を満たすことを条件として、その運営に要する費用について補助を行う等する認可外保育施設のことをいう。

「意識不明」は、事故に遭った際に意識不明になったもの（平成 27 年は、その後、意識不明の状態が回復したのものを含む。）

「骨折」には、切り傷やねんざ等の複合症状を伴うものが含まれる。

「その他」には、指の切断、唇、歯の裂傷等が含まれる。

「死亡」のうち 2 件は、SIDS（乳幼児突然死症候群）。

参考：認可保育所 2,159,357 人(平成 27 年 4 月 1 日現在)

認可外保育施設（事業所内保育施設を含む）275,322 人(平成 27 年 3 月 31 日現在)

年齢別(死亡・負傷等)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	放課後 児童 クラブ	計
幼保連携型認定こども園	0 (0)	2 (1)	1 (0)	1 (0)	4 (0)	3 (0)	2 (0)	-	13 (1)
幼稚園型認定こども園	0	0	0	0	0	2	1	-	3
保育所型認定こども園	0	0	0	1	1	0	0	-	2
地方裁量型認定こども園	0	1	0	0	0	0	0	-	1
幼稚園	-	-	-	1	7	5	0	-	13
認可保育所	1 (0)	23 (1)	37 (0)	48 (1)	81 (0)	105 (0)	49 (0)	-	344 (2)
小規模保育事業	0 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	2 (1)
家庭的保育事業	0	0	0	0	0	0	0	-	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	-	0
事業所内保育事業(認可)	0	0	0	0	0	0	0	-	0
一時預かり事業	0	0	0	0	0	0	0	-	0
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0	-	0
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	-	-	-	-	-	-	-	228	228
地方単独保育施設	1 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	2 (0)	-	9 (1)
その他の認可外保育施設	8 (7)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	-	12 (9)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	-	0
計	10 (7)	31 (5)	40 (1)	52 (1)	96 (0)	116 (0)	54 (0)	228	627 (14)

()内の数字は死亡事故の件数で内数

場所別

	施設内		施設外	不明	計
	室内	室外			
幼保連携型認定こども園	7 (1)	6 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (1)
幼稚園型認定こども園	1	2	0	0	3
保育所型認定こども園	0	1	1	0	2
地方裁量型認定こども園	1	0	0	0	1
幼稚園	6	7	0	0	13
認可保育所	150 (2)	162 (0)	31 (0)	1 (0)	344 (2)
小規模保育事業	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2 (1)
家庭的保育事業	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
事業所内保育事業(認可)	0	0	0	0	0
一時預かり事業	0	0	0	0	0
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	70	136	22	0	228
地方単独保育施設	5 (1)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	9 (1)
その他の認可外保育施設	11 (9)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	12 (9)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
計	251 (13)	315 (0)	60 (1)	1 (0)	627 (14)

()内の数字は死亡事故の件数で内数

死亡事故における主な死因

*平成 27 年は以下の施設から死亡事故の報告あり

	幼保連携型 認定こども園	認可保育所	小規模 保育事業	地方単独 保育施設	その他の 認可外 保育施設	合計
SIDS	0	0	0	0	2	2
窒息	1	0	0	0	0	1
病死	0	1	1	0	0	2
溺死	0	0	0	0	1	1
その他	0	1	0	1	6	8
合計	1	2	1	1	9	14

「その他」は、原因が不明なもの等を分類

死亡事故発生時の状況

*平成 27 年は以下の施設から死亡事故の報告あり

	幼保連携型 認定こども園	認可保育所	小規模 保育事業	地方単独 保育施設	その他の 認可外 保育施設	合計
睡眠中	0	1	0	1	8	10
プール活動・ 水遊び	0	0	0	0	0	0
食事中	1	0	0	0	0	1
その他	0	1	1	0	1	3
合計	1	2	1	1	9	14

2. 教育・保育施設等における事故防止の取組み

死亡や重篤な事故の防止のため、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月)において、施設・事業者には、以下の周知を行っている。

ガイドライン掲載 URL <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(抜粋) 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について

(1) 睡眠中

乳児の窒息リスクを除去するため、以下の点を含むリスクの除去を、睡眠前及び睡眠中に行う。

【注意事項】

窒息リスクを除去する方法として、

- * 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、1人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。
- * 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする 等

(参考)

睡眠中の死亡事故のうち、「うつぶせ寝」の数

	認可保育所	認可外保育施設	合計
平成23年	1名	8名	9名
平成24年	2名	3名	5名
平成25年	2名	7名	9名
平成26年	0名	4名	4名
平成27年	0名	6名	6名

平成26年までは地方単独保育施設、その他の認可外保育施設と分類して把握していない。

平成27年の地方単独保育施設における「うつぶせ寝」は0名

(2) プール活動・水遊び

【注意事項】

- * プール活動、水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。

- * 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。

注意すべきポイント

- ・監視者は監視に専念する、監視エリア全域をくまなく監視する
- ・動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける
- ・規則的に視線を動かしながら監視する。
- ・十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中心の選択肢とする。
- ・時間的余裕をもってプール活動を行う 等

(3) 食事中

【注意事項】

- * 職員は、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。
- * 子どもの年齢・月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。
- * 食事の介助をする際、注意すべきポイントとして、
 - ・ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える
 - ・子どもの口に合った量で与える（1回で多くの量を詰めすぎない。）
 - ・食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
 - ・汁物などの水分を適切に与える
 - ・食事の提供中に驚かせない
 - ・食事中に眠くなっていないか注意する
 - ・正しく座っているか注意する
- * 食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意し、施設・事業者に応じた方法で、子供（特に乳児）の食事の様子を観察する。特に食べている時には継続的に観察する。

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめについて

1. 背景

子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第32条、第50条)
平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方等を検討すべきとされた。

2. 検討会の議論

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(平成26年9月8日)を設置し、次の事項について議論

重大事故の情報の集約のあり方	事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方
集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方	

3. 中間取りまとめ(平成26年11月28日)

重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ

- ・報告対象施設・事業者：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業(子どもを預かる事業に限る)、認可を受けていない保育施設・事業
- ・報告の対象となる重大事故の範囲：死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
- ・報告内容及び報告期限：報告様式を定め、報告期限の目安(第1報は事故発生当日等)を設定
- ・報告のルート：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の施設・事業者 市町村 都道府県 国
認可を受けていない保育施設・事業者 都道府県 国
「特定教育・保育施設等における事故の報告について(平成27年2月16日)」により通知
- ・公表のあり方：国において事故報告をデータベース化し、内閣府HPで公表(個人情報を除く) 平成27年6月より四半期ごとに内閣府HPで公表

4. 最終取りまとめ(平成27年12月21日)

重大事故の発生防止のための今後の取組みについて取りまとめ

- ・事故の発生防止(予防)のためのガイドラインの作成 施設・事業者、自治体向けにそれぞれ対応したものを作成
- ・事故発生時の対応マニュアルの作成 検討会では骨子を示し、具体的なガイドライン等は現在行っている調査研究事業で作成
- ・事故の再発防止のための事後的な検証：地方自治体...死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証
国...有識者会議を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえ、再発防止策を検討
- ・事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方：重大事故が発生した場合等に事前通告なく指導監査を実施できる旨を明確にするとともに、日常的な指導が適切になされるよう地方自治体へ通知

重大事故の再発防止のための検証と事故防止等のためのガイドライン

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめ（平成27年12月21日）を踏まえて、地方自治体宛てに以下を通知し、施設・事業者に周知する。

- ① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
- ② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

【① 検証の通知】

検証の実施主体

- ・市 町 村...認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業等）、地域子ども・子育て支援事業
- ・都道府県...認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

検証の対象範囲

- ・死亡事故、意識不明等地方自治体において検証が必要と判断した重大事故

検証組織による検証

- ・検証は、外部の委員で構成する検証委員会を設置して実施する。
- ・検証委員は、重大事故の再発防止に知見のある者（例：学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者）

検証の報告

- ・検証結果を踏まえて、具体的な対策について提言を行う。
- ・検証結果、提言を盛り込んだ報告書を公表し、国に提出する。

【② 事故防止のガイドライン】

事故防止のための取組み～施設・事業者向け～

- ・重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、プール活動・水遊び、食事中）ごとの注意事項
- ・事故防止のための研修等による体制づくり

事故防止のための取組み～地方自治体向け～

- ・地方自治体、施設・事業者との連携体制の整備
- ・施設・事業者に対する研修や指導監査等の実施

事故発生時の対応～施設・事業者、地方自治体共通～

- ・事故発生時の段階的な対応（事故発生直後、事故直後以降、状況の記録、保護者等への対応、報道機関への対応、国への事故報告、検証の実施）